

一般社団法人全国社会福祉機能医療協会 会員会則

第1条(目的)

一般社団法人全国社会福祉機能医療協会(以下、「当法人」という)が提供する「原気機能訓練」(以下、「本サービス」という)について、当法人に入会する鍼灸師・按摩マッサージ師(以下、「会員」という)及び会員の所属する院(以下、「提携治療院」という)が本サービスの機能を適正に運用するために、以下の通り会員細則(以下、「会則」という)を定めるものとする。

第2条(入会登録)

1. 会員の種類は、次の通りとする。
 - ・正会員：当法人が指定する認定試験に合格した個人
 - ・一般会員：当法人が指定する認定試験合格を目的に、正会員のサポートを行いながら学んでいる個人
 - ・賛助会員：当法人の活動主旨に賛同した個人または法人
2. 当法人の会員に入会しようとする者は、当法人に対して以下のものを事前に提出しなければならない。
 - ・入会申込書
 - ・提携治療院の同意書
 - ・資格証明書(写)
 - ・個人情報確認書類(写)※運転免許証、健康保険証、パスポート等
 - ・損害賠償任意保険加入証明書(写)
 - ・入会金(10,000円)、研修費(30,000円)、認定試験料(3,000円)の計43,000円
3. 会員および提携治療院は、当法人に入会申込書を提出した時点で、本会員規約の内容に同意したものとみなす。
4. 会員および提携治療院は、当法人および当法人の提携事業者が本サービスを提供するために必要な範囲において、登録情報を取得し利用することに同意する。
5. 入会に際し、既に納入された金員は、第6条に定める場合を除き、いかなる場合も返還しない。

第3条(提供物)

当法人に入会した会員には、以下のものを発行する。

- ・「認定証」
※認定証は提携治療院内の見える場所に掲示すること。
- ・「ネックストラップ」
※当法人の会員であることを証するため、本サービス実施中に首から下げること。
- ・「会員ID」
※本サービス実施のために必要なシステム利用IDとなる。

第4条(提供コンテンツ)

本サービスでは、会員に対し以下のコンテンツを提供する。

- ・書式集(本サービスに必要となる各種フォーマット)
- ・本サービスの内容に関する詳細説明
- ・施術技術に関するカンファレンス等
- ・本サービスを実施するための各種システム

第5条(会費)

1. 会員は、本サービスを利用するにあたり、月額5,000円の会費を支払うものとする。なお会費の支払い義務は、入会月の翌月から生じるものとし、会費および第2条に定める金員は、提携治療院が当法人に対して支払うものとする。
2. 会費は、当月末までに翌月分を支払うものとする。なお初回の会費については、第2条に定める入会金等と併せて支払うものとする。
3. 会員が退会する場合、月末までに退会届を提出しない場合は翌月の会費を支払わなければならない。また、会費納入後、途中で退会した場合であっても会費は返還しない。

第6条(会員登録の拒否)

1. 当法人は、会員登録を申請した登録希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、当該登録希望者の会員登録を拒否できるものとする。なお、その際、当法人は、会員登録を拒否した理由について開示する義務を負わないものとする。
 - ・本規約に違反するおそれ、または違反があると当法人が判断した場合
 - ・当法人に提供された登録情報の全部、または一部に虚偽や重大な誤記、記載漏れなどがある場合
 - ・その他、当社団が会員登録を適当でないと判断した場合
2. 当法人が会員登録を拒否した場合、すでに支払われた入会金及び会費があった場合にはこれを返還する。

第7条(登録情報の変更)

1. 会員は、自己および提携治療院の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項について報告するものとする。
2. 届出がなかったことにより、会員および提携治療院が何らかの不利益を被った場合、当法人は一切その責任を負わないものとする。

第8条(正会員の認定)

1. 正会員認定試験の受験資格は、以下のいずれかとする。
 - ・鍼灸師、またはあん摩マッサージ指圧師としての実務経験3年以上
 - ・正会員のサポート業務経験1年以上
2. 当法人の推薦があった場合は、認定試験を行わず正会員の認定を行う事がある。

第9条(双方の役務)

1. 当法人は、提携する福祉施設等で正会員が本サービスを実施するための支援を行う。
2. 正会員は、当法人と提携する福祉施設等への定期的な訪問を行い、施設利用者の健康指導を行う。また個別機能訓練加算の取得を希望する福祉施設等に対してはその要件を満たすための支援を行う。

第10条(コンテンツ使用料)

1. 会員は、本サービスに基づいて得た患者に対し初回の治療を行った時点で当法人に対するコンテンツ使用料の支払い義務が生じる。なおコンテンツ使用料はレセプト請求額の20%(税込)とする。
2. コンテンツ使用料の対象となる患者とは、本サービスを提供した福祉施設等の利用者、及び利用者の同居家族とする。
3. 既に会員の既存患者がいる施設において、新たに本サービスを導入した場合、会員の既存患者についてはコンテンツ使用料の対象とせず、新たに得た患者のみを対象とする。
4. コンテンツ使用料の支払いは当月末日締め翌月末払いとし、当法人の請求に基づき支払うものとする。なお支払にかかる手数料は提携治療院の負担とし、提携治療院が当法人に対して支払うものとする。
5. 後日、保険者からの指摘等により売上金額が変更となった場合においても、前項において振込が完了したコンテンツ使用料の返金は一切行わない。
6. 提携治療院が前項の支払いを遅滞した場合、支払予定日の翌日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を日割り計算にて支払う。

第11条(報告の義務)

1. 会員は、本サービスの実施により取得した患者情報及び施術情報について、当法人の指定した形式により、当月分を翌月10日までに報告する。やむをえず遅延する場合は、10日までに当法人にその旨連絡する。
2. 前項の義務を怠った場合又は虚偽の報告を行った場合、当法人は会員および提携治療院に対し、違約金としてその患者からの売上金額累計の10倍を請求できる。また併せて、その事案により生じた損害金額に応じ、損害賠償請求ができる。

第12条(患者の所属)

本サービスに基づく患者に際し、複数の会員が関与していた場合、自宅での機能訓練検査を行った会員に患者が所属する事とする。ただし会員同士で患者の所属について認識の齟齬が生じた場合には、当法人の判断に従うものとする。

第13条(委託)

1. 会員および提携治療院は、本サービスおよび本サービスにより得られた患者の治療について、会員以外の者に行わせてはならない。
2. 正会員は、当法人が紹介する別の会員に対して保険診療売上合計の60%で治療行為を委託することができる。
その際には下記の条件により行うものとする。
 - ・正会員への委託の場合 受託者が施術を開始した月を1か月目として、6か月の間、委託を行う事ができる。ただし6か月以上に渡り委託が継続される場合には、その患者は受託者の担当する患者として引き継がれるものとし、委託関係は消滅する。
 - ・一般会員への委託の場合 患者が治療を終了するまで、委託関係を継続することができる。ただし委託期間中に一般会員が正会員となった場合には、正会員となった月を1か月目とした、正会員への委託のルールを適用する。
3. 委託を行うにあたっては、委託者が医師の同意・施設や家族の同意など、治療開始に必要な全ての手続きを完了したうえで行うものとする。なお委託を行う場合には、初診時または月初のタイミングで行う。
4. 前項に係る委託料金の取り扱いは、当法人がコンテンツ使用料と併せて回収を行った後、翌月末に相手先へ支払うものとする。
5. 一般会員へ委託を行う場合には、委託した正会員が当法人に対して第11条に定める売上報告を行うものとする。

第14条(費用負担)

本サービスの実施に伴い発生する器具・消耗品・交通費・その他の費用については全て会員が負担する。

第15条(個人情報)

1. 会員は、本サービス提供において開示又は提供を受けた個人情報を本サービス提供の目的のみに使用し、これ以外のいかなる目的にも使用してはならない。
2. 会員が個人情報を前項の目的以外に使用したことにより当法人に損害が生じた場合、又は個人情報の紛失、破壊若しくは漏えいしたことにより当法人に損害が生じた場合、会員は当該損害について当法人に対して賠償をしなければならない。

第16条(会則の変更)

当法人は、必要があると認められるときは本会則の変更ができるものとする。なお、この場合、本サービスの利用条件は変更後の会則に基づくものとする。本会則の変更は、当法人が適正と認める方法で随時会員に公表する。変更後の会則は、当法人が公表し時点から効力を生じるものとする。

第17条(損害賠償)

会員および提携治療院は、本サービスの利用中に当法人または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第18条(著作権)

1. 本サービスに掲載された情報、写真、その他の著作物は、当法人に帰属するものとする。
2. 会員および提携治療院は、当法人の著作物について複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳などの著作権、商標権などを侵害する行為を行ってはならないものとする。

第19条(禁止事項)

本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。また、会員および提携治療院の行為が以下の各号のいずれかに該当すると当法人が判断した場合には、事前に通知することなく、当該行為の全部または一部を停止させ、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができるものとする。

- ・当法人の承諾なく、独自の営業開拓先において本サービスを提供する行為
- ・当法人が紹介した施設およびその関係者との金品の授受を行う行為
- ・本サービスによりアクセス可能な当法人又は他者の情報を改ざん、消去する行為
- ・個人情報を、他の会員や第三者に漏洩する行為

- ・許可なく当法人の名称を使用し、又は他人になりすまして利用する行為
- ・政治活動、宗教活動、又はそれらにつながる行為或いは公序良俗に反する行為
- ・会員資格の第三者への利用許諾、貸与、譲渡、売買、その他担保に供する行為
- ・その他、当法人が不適切と判断する行為

第20条(サービスの変更・終了)

当法人は、必要があると認められるときは当法人の判断で本サービスの内容・名称の変更を行うことができるものとする。ただし、本サービスの終了・利用料を変更する場合には、当法人が別途定める方法で事前に会員に対して公表する。なお、当法人は変更等によって会員および提携治療院が被った損害について、この会員規約で特に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

第21条(会員資格の取消)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、又は当法人が解散したときは、当法人は、会員に事前に通知を行うことなく本サービスの使用を一時停止し、または退会処分とすることができるものとする。
 - ・会費又はコンテンツ使用料の納入が2か月以上滞った時
 - ・当該会員が退会を申し出て受理されたとき。
 - ・当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
 - ・第19条の禁止事項のいずれかに該当し、またはその他本規約に違反することが判明した場合
 - ・当法人に提供された登録情報に虚偽、重要な誤記、記載漏れが判明した場合
 - ・反社会的勢力であるか、若しくはそうした勢力と関係がある、又は過去に関係があったことが判明した場合
 - ・その他、当法人が会員として不適当と判断した場合
2. 前項による退会処分、もしくは自らの退会申出により会員資格の取消となった場合、元会員及び提携治療院は過去に当法人が紹介した全ての施設等及び患者との接触をしてはならない。会員資格取り消し後に意図的に施設及び患者と接触を図り、治療を行った場合には、元会員及び提携治療院に対して違約金として当該患者からの売上合計金額の10倍の金額を請求できるものとする。

第22条(準拠法および合意管轄)

本サービスに関連する紛争、訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和元年5月1日 制定